

### 「商標審査基準」改訂案（平成 26 年特許法等の一部改正対応） に対する意見募集について

平成 26 年 6 月 18 日  
審査業務部商標課  
商標審査基準室

特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 36 号）により、地域団体商標の登録主体に商工会、商工会議所、特定非営利活動法人が新たに追加されたことに伴い、この登録主体の拡充に関する審査運用の在り方について、「商標審査基準ワーキンググループ」にて検討を行い、「商標審査基準」の改訂案を作成いたしました。つきましては、下記のとおり意見を募集いたします。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

#### 記

#### 1. 意見募集対象

商標審査基準（案）（PDF：80KB）

#### 2. 意見の提出期限

平成 26 年 7 月 17 日（木曜日）

#### 3. 意見提出要領

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「商標審査基準改訂案に対する意見」と明記してください。

#### <電子メールの場合>

電子メール：お問い合わせフォーム（外部サイトへリンク）

#### <ファクシミリの場合>

ファクシミリ番号：03（3580）5907

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室 意見募集担当者 宛て

#### <郵送の場合>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室 意見募集担当者 宛て

#### 4. 意見の提出上の注意

##### (1) 意見記入要領

提出していただく御意見は日本語に限ります。

氏名、連絡先（電話番号、お持ちであればファクシミリ番号及び電子メールアドレス）、職業（または所属団体）を必ず明記してください。御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。

御意見の概要及びその理由を必ず御記入ください。

### (2) その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

提出していただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

商標審査基準（案）

第 7 条の 2

（地域団体商標）

一、第 7 条の 2 第 1 項柱書

**第 7 条の 2** 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

1. 第 7 条の 2 第 1 項柱書における主体要件について

(1) 「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）」（以下「事業協同組合等」という。）

について

次の①及び②を確認する。

- ① 出願の際に提出された登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等」という。）において、出願人が法人格を有する組合であること。
- ② 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文（以下「設立根拠法の写し等」という。）において、「正当な理由がないのに、

構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め（以下「加入自由の定め」という。）があること。

例： 中小企業等協同組合法 第14条

農業協同組合法 第20条

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第10条

(2) 商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人について

出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する。

(3) 事業協同組合等、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人について

(イ) 事業協同組合等に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等（これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下同じ。）において、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること。

なお、公的機関が定めた文書が当該外国には制度上存在しない場合には、当該外国法人の定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

(ロ) 商工会又は商工会議所に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等において、商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること。

なお、公的機関が定めた文書が当該外国には制度上存在しない場合には、当該外

国法人の定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

(ハ) 特定非営利活動法人に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等において、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること。

なお、公的機関が定めた文書が当該外国には制度上存在しない場合には、当該外国法人の定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

2. 「構成員に使用をさせる商標」について

設立根拠法からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合（例えば、消費生活協同組合、船主責任相互保険組合、農業共済組合）が出願人である場合など、本願商標を構成員に使用させないことが明らかである場合には、地域団体商標の商標登録を受けようとする商標は「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして扱う。